

源泉所得税の改正のあらまし

平成 22 年 4 月

国 税 庁

○ 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】

○ 源泉所得税の納付は電子納税で!!

e-Tax (イータックス) ホームページ 【www.e-tax.nta.go.jp】

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。さて、平成 22 年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、平成 22 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

1 扶養控除の見直しが行われました。

(1) 制度の概要

- イ 扶養親族とは、居住者と生計を一にする次の人（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が 38 万円以下の人をいいます。
 - (イ) 配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族）
 - (ロ) 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
 - (ハ) 老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人
- ロ 居住者に扶養親族がいる場合には、扶養親族 1 人につき 38 万円（年齢 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族（特定扶養親族）については 1 人につき 63 万円、年齢 70 歳以上の扶養親族（老人扶養親族）については 1 人につき 48 万円）を扶養控除としてその居住者の所得から控除することとされています。
- ハ 給与等に対する源泉徴収税額は源泉徴収税額表によって求めますが、源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされています。

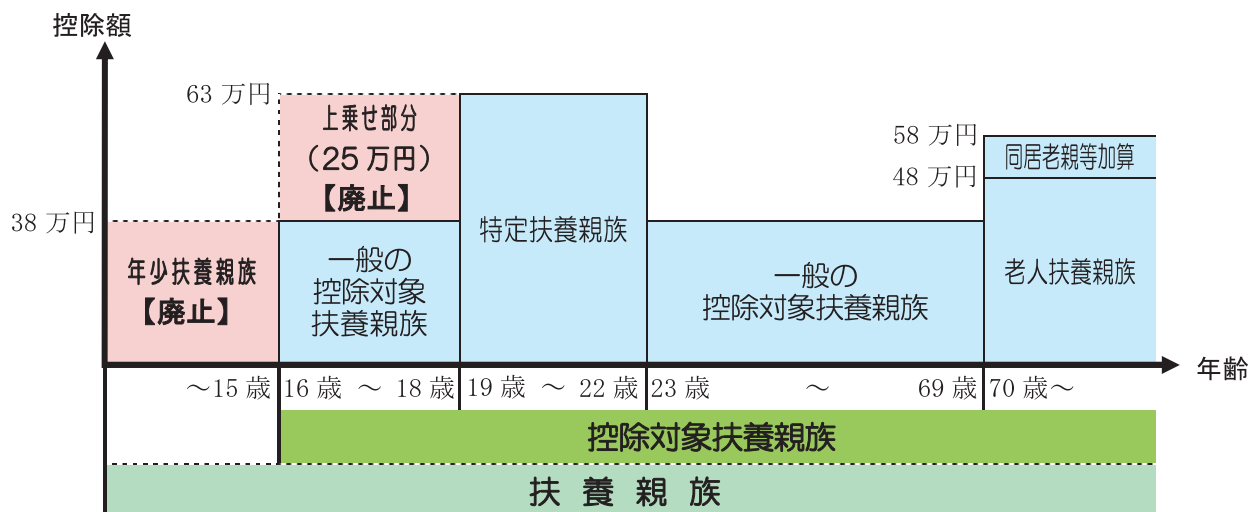
(2) 改正の内容

扶養控除について次の改正が行われました（下記表 1 参照）。

- イ 年齢 16 歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に対する扶養控除が廃止されました。
 - これに伴い、扶養控除の対象が、年齢 16 歳以上の扶養親族（以下「控除対象扶養親族」といいます。）とすることとされました。
- ロ 年齢 16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25 万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は 38 万円とすることとされました。
 - これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族に変更されました。
- ハ 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされました（下記表 4 参照）。

二 これらの改正は、平成 23 年分以後の所得税（給与等に対する源泉所得税については、平成 23 年 1 月 1 日以後支払うべき給与等）について適用されます。したがって本年（平成 22 年）分の所得税については、従前どおりの控除が適用されます。

表 1 【年齢別の扶養控除の概要】



2 同居特別障害者加算の特例措置が改組されました。

(1) 制度の概要

- イ 居住者や居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が一般の障害者である場合には、1 人につき 27 万円、特別障害者である場合は 1 人につき 40 万円を障害者控除としてその居住者の所得から控除することとされています。
- ロ 居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者であり、かつ、居住者、居住者の配偶者又は居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人（以下「同居特別障害者」といいます。）である場合には、配偶者控除又は扶養控除の額に 35 万円を加算して所得から控除することとされています（同居特別障害者加算の特例措置）。
- ハ 給与等に対する源泉徴収税額は、居住者や居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当するときは、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。

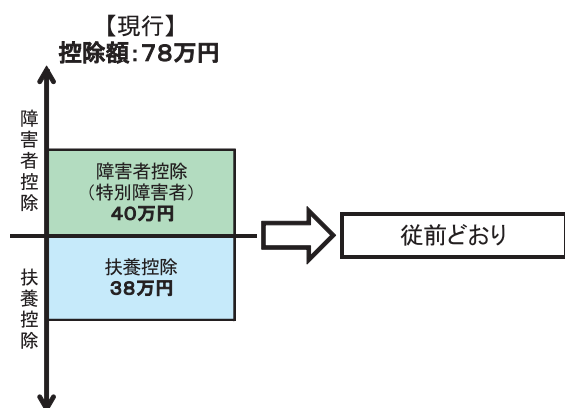
(2) 改正の内容

- イ 今回の改正により年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、(1)ロの措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を 1 人につき 75 万円（特別障害者である場合の障害者控除額 40 万円に 35 万円を加算した額）とする制度に改められました（下記表 2 参照）。
- ロ 給与等に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当するときは、従前どおり、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します（下記表 4 参照）。
（注）年少扶養親族の人数については、扶養親族等の数に加えないこととなります。
- ハ これらの改正は、平成 23 年分以後の所得税（給与等に対する源泉所得税については、平成 23 年 1 月 1 日以後支払うべき給与等）について適用されます。したがって本年（平成 22 年）分の所得税については、従前どおりとされます。

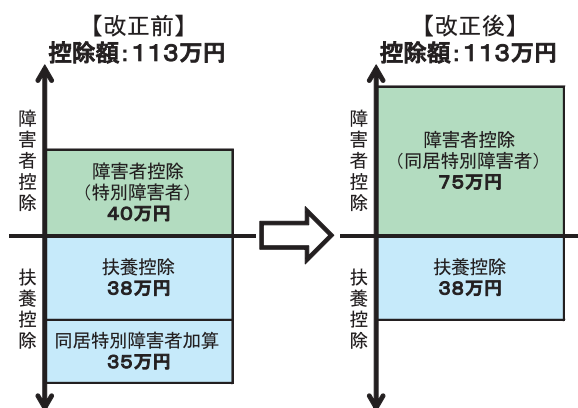
表2 【障害者控除の概要】

○ 一般の控除対象扶養親族

1 特別障害者(同居特別障害者以外)の場合

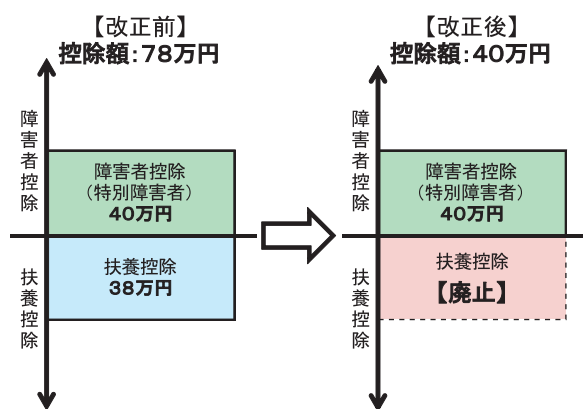


2 同居特別障害者の場合

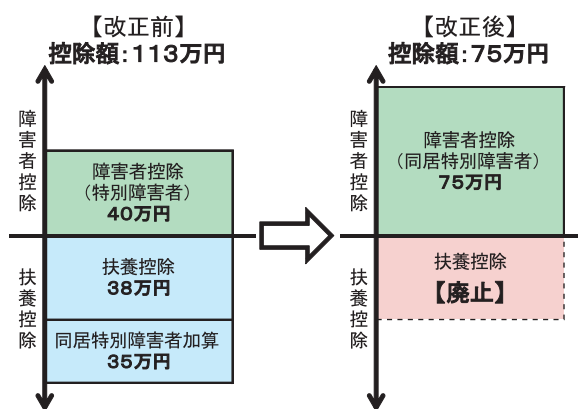


○ 年少扶養親族

1 特別障害者(同居特別障害者以外)の場合



2 同居特別障害者の場合



(参考)

上記1(扶養控除)及び2(同居特別障害者)の事項について、改正後は次のようになります。

表3 【改正後の扶養控除額等】

区 分		控 除 額	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	380,000円	
	特定扶養親族	630,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
障害者控除 ^(注2)	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	

(注) 1 部分が改正された項目です。

2 障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。